

世界農業遺産・日本農業遺産

募集
期間

令和2年
1月21日(火)～7月29日(水)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の取組状況に鑑み、募集期間を延長しました。

地域募集

農林水産省は、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集します。

農業遺産 とは

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度です。

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度です。

1 応募対象

伝統的な農林水産業システム（おおむね100年以上の歴史がありかつ現在も営まれている）を有する、旧市町村以上の広がりのある地域

2 申請者

対象地域内の市町村及び農林漁業者の組織する団体が含まれている協議会等

3 申請地域に必要な要素

1. 食料及び生計の保障
2. 農業生物多様性
3. 独自性のある伝統的な知識システム
4. 文化、価値観及び社会組織
5. 特徴的なランドスケープ及びシースケープ
6. 変化に対する強靱性（日本農業遺産のみ）
7. 多様な主体の参画（日本農業遺産のみ）
8. 6次産業化の推進（日本農業遺産のみ）

4 認定によって期待される効果

地域固有の
農林水産業
の継承

地域住民の
自信と誇り
の創出

農林水産物の
ブランド化

観光客誘致

募集に関する詳細は、農林水産省Webサイトをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html

農業遺産



農林水産省



農業遺産に関する 問合せ先一覧

機関名	部署	電話番号 (すべて直通)	都道府県
 国土交通省 北海道開発局	農業水産部農業振興課	011-700-6768	北海道
 東北農政局	農村振興部農村環境課	022-221-6256	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
 関東農政局	農村振興部農村環境課	048-740-0515	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野・ 静岡
 北陸農政局	農村振興部農村環境課	076-232-4533	新潟・富山・石川・ 福井
 東海農政局	農村振興部農村環境課	052-223-4631	岐阜・愛知・三重
 近畿農政局	農村振興部農村環境課	075-414-9052	滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山
 中国四国農政局	農村振興部農村環境課	086-224-9417	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口・徳島・ 香川・愛媛・高知
 九州農政局	農村振興部農村環境課	096-300-6439	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
 内閣府 沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	098-866-1652	沖縄

